

2021年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- (1) 2021年3月に高等学校等(本科)を卒業予定の人
- (2) 高等学校等(本科)を卒業後2年以内の人



- ① 2020年の秋季に卒業予定の人も対象になります。
- ② 高卒認定試験合格者も対象になる場合があります。詳細は、JASSOのホームページで案内します。
- ③ 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、高等学校等を通じて在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード(若しくは、特別永住者証明書)のコピーの提出が必要です。(※1)

- (1) 法定特別永住者(※2)
- (2) 在留資格(※3)が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

- (※1) 申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお「法定特別永住者」及び「永住者」の人は在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。
- (※2) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。
- (※3) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。



- ① 在留資格の記載が上記以外の場合(「家族滞在」等)は採用されません。
- ② 進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

高等学校等は、奨学金を希望する人のうち、JASSOが定める学力基準を満たす人を推薦します。JASSOは、推薦された人が学力・家計等の基準を満たすことを審査し、基準を満たす人を採用候補者として決定します。

1. 学力基準

奨学金の種類	基準
第一種	高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で 3.5以上 である
第二種	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等



高卒認定試験合格者等は、上表の基準を満たすと認められます。

【第一種奨学金の学力基準の緩和（経済的に極めて修学が困難な方が対象）】

第一種奨学金については、次の①～③のいずれかの条件に該当し、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等として学校から推薦されれば、**学力基準を満たすものとして扱います。**

- ① 生計維持者（9ページ）の2020年度の住民税（市区町村民税所得割）が非課税（0円）である
- ② 生計維持者（9ページ）が生活保護を受給している
- ③ 「社会的養護を必要とする人」（下記参照）である

社会的養護を必要とする人

18歳となった時点で（18歳になっていない人の場合は奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）。

以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。より詳しい情報については JASSO ホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ & A」も併せて確認してください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職無収入の場合でも生計維持者となります。

II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。

III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます

IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（主に生計を維持している1名） ※祖父母2名と生活している場合であってもどちらか1名となります
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。

V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となった時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）

（注）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

2. 家計基準

生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

【収入・所得の上限額の目安】

おおよそ次の金額となります。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	本人、親①（★）	779	1,036	707	371	628	321
3人	本人、親①（★）、親②（無収入）	657	1,009	599	286	601	245
4人	本人、親①（★）、親②（無収入）、 中学生	747	1,100	686	349	692	306
5人	本人、親①（★）、親②（無収入）、 中学生、小学生	922	1,300	884	514	892	476



- ・ 表中の数字はあくまで目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。
- ・ 「併用貸与」とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることです（3ページ）。併用貸与の基準を満たしている場合、第一種奨学金の最高月額を選択できます。（4ページ）
- ・ 海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる書類の提出が必要です。
- ・ JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」（右のQRコード）で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



【第一種奨学金の家計基準の特例】

第一種奨学金については、次のいずれかの条件に該当すれば、**家計基準を満たすものとして扱います。**

- ① 生計維持者（9ページ）の2020年度の住民税（市区町村民税所得割）が非課税（0円）である
- ② 生計維持者（9ページ）が生活保護を受給している
- ③ 「社会的養護を必要とする人」（8ページ）である

入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」（22ページ）を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与します。



- ・ 日本政策金融公庫が定める要件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込みなかった世帯の生徒は対象外です。
この場合、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。
- ・ 予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。「国の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は、予約採用申込時に入学時特別増額貸与奨学金を希望した人に対して、結果通知（「採用候補者決定通知」）に記載してお知らせします。